

# 児童虐待防止体制の充実

【担当省庁】 とも家庭庁

## 奈良県における現状と課題

### 【要望に至った経緯】

- 令和5年6月に、本県橿原市において児童虐待死亡事案が発生した。これに伴い、県は令和5年10月に、橿原市と共同で検証チームを設置し、令和6年3月に検証チームからの検証報告を受けた。
- 報告書において、県及び橿原市、並びに国に対して、再発防止に向けた提言があった。

<国への提言>

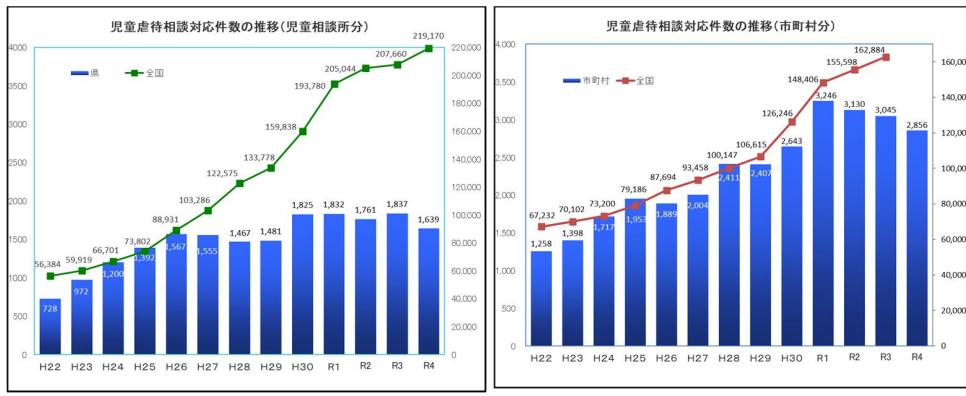
1. 市町村相談員の体制強化
2. 要保護児童対策調整機関における人員体制の強化

### 【奈良県における児童虐待の状況】

○令和4年度における児童虐待相談への対応件数

県内児童相談所の対応件数 : 1,639件(対前年度比10.8%減)

県内39市町村の対応件数 : 2,856件(対前年度比6.2%減)



○令和4年度に虐待を受けた又はそのおそれがあるとして、児童相談所又は市町村が支援等の対象とした児童数 : 6,591人(対前年度比15.9%増)

○対応件数は、児童相談所、市町村とも減少しているが、支援等の対象となる児童数は増加していることから、コロナ禍において潜在化していた可能性も考えられる。

○今後も、児童虐待の未然防止と早期対応のため、児童相談所と市町村の「体制強化」、「専門性の向上」が必要。

## 国にお願いすること

### 【市町村相談員の体制強化】

- 市町村相談員の業務量に見合った職員配置、専門職の常勤職員の確保のため、市町村相談員とスーパーバイザーの配置基準の法定化
- 専門職員の配置に伴う財源措置
- 市町村相談員に対する研修受講の義務化

### 【要保護児童対策地域協議会の市町村調整担当部門における体制強化】

- 要対協の市町村調整担当者の業務量に見合った配置基準の明確化
- 要対協の運営の形骸化防止のため、実務者会議の実効性確保のための具体的な運営方法の指針、個別ケース検討会議の開催基準の明示等の技術的支援



【県担当部局】 とも・女性局とも家庭課